

## 令和6年度三島市消費者教育推進地域協議会報告

- 1 日時  
令和6年6月26日（水）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所  
三島市役所本館3階第1会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 11人／13人中（欠席2人）  
遠藤実委員、小野健太郎委員、齊藤都子委員、篠木喜世委員、  
杉村智恵委員、西島真美委員、福室秀子委員、宮澤純子委員、  
宮本恵委員、柳沢みゆき委員、渡邊洋二郎委員
  - (2) 市職員 4人  
岡村秀一広報広聴課長、竹沢理絵市民生活相談センター長、  
岩瀬裕加副主任、渡邊健太郎主事
- 4 欠席者 2人  
坂井和人委員、坪内祐一委員
- 5 会議の公開・非公開  
公開
- 6 傍聴者 0人

### 【議事録要旨】

- 1 開会
- 2 依頼状交付  
委員11名に依頼状交付
- 3 副市長挨拶
- 4 自己紹介
  - (1) 委員自己紹介
  - (2) 事務局紹介
- 5 三島市消費者教育推進地域協議会について  
事務局より資料15頁「三島市消費者教育推進地域協議会設置要綱」に基づき説明
- 6 座長、副座長選任  
小野健太郎委員を座長、渡邊洋二郎委員を副座長に選任  
正副座長より挨拶

## 7 議題

ーこれより座長による議事進行ー

### (1) 第2次三島市消費者教育推進計画の進捗状況について

○ 事務局より説明

○ 意見、質問、回答

- (委員) ・「商品やサービスを選択する際に、社会貢献につながるものを意識することがある人の割合」というのは、物価に左右されるのではないか。数値化は難しいのではないか。
- ・「消費生活出前講座のご案内」というチラシがあるが、これは計画とどう関わりがあるか。
- (事務局) ・協議会資料に記載されている出前講座については全庁的なものであるが、「消費生活出前講座のご案内」は市民生活相談センターが行っているもので消費者トラブルの啓発を目的とした講座である。
- (委員) ・高齢者の消費者トラブルの出前講座が少ないのでは。高齢者の消費者トラブルは非常に多いと感じている。ケアマネージャーが発見して地域包括支援センターから警察に相談することが多い。出前講座を地域包括支援センターでも取り入れたい。
- (座長) ・消費者教育というのは、消費者トラブルによるものだけでなく、食育や健康なども含めているので幅広い。
- (委員) ・高齢者対象の消費者トラブルに関する講座の実施が少なく、受講している高齢者の人数も少ない。人が集まる所で話したり、他課と連携したりしてみてはどうか。
- (委員) ・幼稚園では直接的な消費者教育の機会が少ない。
- ・11月にバザーを行っている。お金のことは小さいうちから教育していくことが大事である。
- (委員) ・消費活動をする人の範囲をどう考えているか。
- (座長) ・第2次三島市消費者教育推進計画の冊子の27ページに静岡県版イメージマップが載っている。幼児期から高齢者までの消費者市民社会の構築など項目が載っている。
- ・消費活動の対象は男女に関わらず全ての年代である。
- (委員) ・消費者教育の対象は、以前は女性、子ども、高齢者に限られたものだと思っていた。働いている男性が教育の対象となっていない気がする。事業所や会社へ出向いての消費者教育が必要だと思う。
- (委員) ・昨年講座を実施していなかった学校のことが気になっていた。現在、企業と連携し出前講座を行い、啓発を行っている学校もある。

講座を行うことに意味があると思う。

- (委員) ・出前講座の実績を見ると、民生委員においても消費者トラブルの出前講座を実施している。役員が協議会の委員になった地区は意識して出前講座を行っているのだと思う。
- (委員) ・スマホの教育や消費者トラブルなど、出前講座を実施していることにより家庭でも出前講座の話題が出てくるようになった。
- (委員) ・消費者連絡協議会ではごみ問題に取り組んでいる。
  - ・高齢者や子どもなどの消費者トラブルが未然に防げるように意識したい。
- (委員) ・消費生活センターでは、トラブルに遭った人からの相談がほとんどである。相談者のほぼ半数が高齢者。
  - ・高齢者は自宅でトラブルに遭うことが多い。出前講座などへ出かけることができる高齢者は良いが、自宅から出ない人がトラブルに遭い高額請求をされている。
  - ・トラブル事例などを知っているだけでも違うのではないか。情報共有することでトラブルを防げることもある。今後も高齢者や見守りの方への出前講座を行っていく。
- (座長) ・昨年度、大学の90分の授業の中で、市の出前講座を実施した。契約や食品ロス、健康、防災の講座の中で、学生は特に災害時のトイレをどうするかという話に興味を持っていた。大学では講座は効果的だった。

(2) 令和5年度消費生活相談の状況について

- 事務局より説明
- 意見

- (委員) ・高齢者はだまされた意識がないのではないか。
- (委員) ・若年者はインターネットの扱いに慣れているが、高齢者はあまり慣れていない。
  - ・投資で簡単に儲かると言われ、入金して損をただけという、インターネット経由のトラブルが増加している。
  - ・高齢者に対する消費者トラブルの教育が追い付いていないと感じている。
- (委員) ・投資のトラブルは、スマホ上では儲かっているように見え、インチキと見抜くことが難しい。マルチ商法と似ている。
  - ・消費者トラブルは、非常にやっかい。お金を払う前に食い止めることが大事である。

- (座 長) ・最近国外からの電話が多い。家族にとめられ電話に出るのをやめた。
- ・お中元やお歳暮のシーズンなど、荷物を預かっているという不審なメールが届くことがある。
  - ・田舎では屋根の修理もはやっている。

(3) 各団体の消費者教育の取り組みについて

- (委 員) ・屋根の修理業者が訪問してくるケースは、言葉も巧みなので騙されてしまう。ガスの訪問業者も頻繁に来る。高齢者の消費者被害を予防するために、どうしたら守れるか考えていきたい。高齢者の支援者への教育が必要だと思った。
- (委 員) ・昔は父が給料を現金で持って帰ってきて、それを母が食費、電気代など使い道ごとに封筒分けしていた。子どももそれを見て、思春期頃までには働くこととお金の教育が身についていた。
- ・お小遣い帳をつけるなど、お金の教育は小さいころから始めることが大事である。
  - ・職員に対しても教育を行うことも必要と思った。
- (委 員) ・小・中学校で、市の各部や企業と連携した出前講座を行い、いろいろな情報をもたらしている。さらに進めていきたい。家庭に持ち帰って今の現実を伝えることが大切。
- (委 員) ・私の町内では老人会が解散したため、趣味の会や春秋の遠足で地域の高齢者が顔を合わせる機会としている。遠足など参加する人は定着していて、引きこもっている人をどう連れ出すか、どう集めるか悩ましい。地域の高齢者をまちの行事にどう取り込むかが課題である。
- (委 員) ・PTAの活動の中で情報を伝えることを目標としたい。何かあれば山田中が事務局なので連絡をいただけたら。
- (委 員) ・5月と12月に消費者被害の未然防止のための街頭啓発を行った。また、三島市役所玄関ロビーにて、「自転車の安全利用」や「子どもに関する事故」について展示した。
- ・11月には視察研修を行い、沼津市の戸田塩や西伊豆田子(たご)地区のカネサ鯉節(かつおぶし)商店を見学し、歴史ある地域の文化を学んだ。
  - ・「市民すこやかふれあいまつり」や「春の大通り商店街まつり」、「子育て支援フェア」へ参加し、来場者への消費者教育の推進を目的に、クラフトを使ったミニかごづくりの体験

コーナーやごみに関連したつりゲームなどを行った。

・今後も、消費者に対して積極的に情報を発信していきたい。

(委員) ・市役所では消費者トラブルのパンフレットを配架している。また、新しい消費者トラブル事例などの情報が載った「くらしの情報みしま」を年4回発行しているので、活用してほしい。

(委員) ・司法書士会では市民後見人の講師派遣を行っている。市民総出で助け合う社会に。

(委員) ・弁護士会では、直接的な消費者教育は行っていないが、小中学生をターゲットにした法教育を行っている。消費者教育は法教育の一部だと考える。

・これから大人になっていく人たちにどう教育をすればトラブルに遭わないか、どういったものが必要なのか、段階的に応じる必要がある。

## 8 その他

事務局より事務連絡

## 9 閉会